

平成30年10月採用

松本市職員採用資格試験要綱(大学卒業程度)

松本市

この試験は、平成30年10月採用の松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

受付期間 平成30年7月13日(金)～ 7月14日(土)
第1次試験 平成30年7月28日(土)

**受付時に第1次面接を行いますので、受験申込書は必ず受験者本人が持参してください。
郵送は受け付けません。**

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
大学卒業程度	行政事務	6名程度	昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人 年齢要件については、昨年度の採用資格試験と同様になります。 来年4月採用の試験と重複して受験することは可能です。

採用予定人員については変動することがあります。

日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますのでご承知おきください。

次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

第1次試験

試験の種目	出題分野
第1次面接試験 (個別面接)	人柄、性向等についての面接 7月13日(金)・14日(土)の受験申込受付時に実施
教養試験(A) 択一式 40題 試験時間 2時間	教養試験(A) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
教養試験(B) 記述式 15題 試験時間 10分	教養試験(B) 地域社会、現代社会等に関する一般知識
適性検査 択一式 236題 試験時間 45分	職務遂行に必要な適性についての検査
専門試験 択一式 40題 試験時間 2時間	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係

第2次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	第2次面接試験(個別面接)	人柄、性向等についての面接
	作文試験	表現力についての筆記試験

3 試験日時、試験会場及び合格発表

第1次試験

日 時	7月28日(土) 受付 午前 9時30分～10時00分
試験会場	松本市勤労者福祉センター 3階 松本市中央4-7-26 専用駐車場はありませんので送迎または公共交通機関をご利用ください。
合格発表	8月上旬の予定です。 受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページにも掲載します。

第2次試験

日時・会場等	8月21日(火) 会場：松本市役所 詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。
合格発表	8月下旬の予定です。

いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験申込手続

受験申込先 **中央公民館(Mウイング) 3階 会議室3-2** (松本市中央1-18-1)

中央公民館(Mウイング)の駐車場は有料となりますのでご承知ください。

受付期間 **平成30年7月13日(金)・14日(土)**

受付時間 **午前9時30分(14日は9時)から午後4時まで**(ただし、正午から午後1時の間は除きます。)

受付状況により待ち時間が長くなることがあります。あらかじめご了承ください。

必要書類 **受験申込書及び受験票**

受付時に第1次面接を行いますので、**必ず受験者本人が持参**してください。郵送による申込みは受け付けません。なお、本人が病氣入院中・海外留学中など特別の理由がある場合は考慮しますので、あらかじめ申し出てください。

5 採 用

最終合格者は、平成30年10月1日に採用します。

6 給 与

初任給(月額)は179,200円ですが、採用時まで改定等があった場合はそれによります。

前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容
行政事務	市役所全課	行政各分野における業務全般

主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属となったり、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

松本市は協働のまちづくりを進め、市民の幸せを実現するために、次のような職員を求めています。

- ・市民の立場に立った気配り、思いやりの心で親切に対応する職員
- ・市民の声に敏感に反応し、柔軟な発想と行動力のある職員
- ・好奇心を持ち、自ら学び、創造性豊かで感動する心のある職員
- ・使命感とコスト意識を持って事にあたる職員
- ・健康で、はつらつとした伸びやかな職員
- ・自ら考え、判断して行動し、その結果に責任を負う職員

次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

- ・外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方
- ・スポーツや文化・芸術のサークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方

10 試験申込書等記入の注意点

試験申込書及び受験票は申込者本人が直筆で記入してください。（パソコン等による印字は不可）

記載内容は平成30年7月13日現在で記入してください。

連絡先は現在の住所(本人連絡先)のほかに、実家や本人勤務先、親族の連絡先などもう一つ記入してください。

今回の試験は短期間での実施となります。至急連絡が必要な場合で、本人に連絡がつかない場合に使用します。

試験申込書と受験票には同じ写真を貼ってください。

記載内容に不正があると、受験が無効となる場合があります。

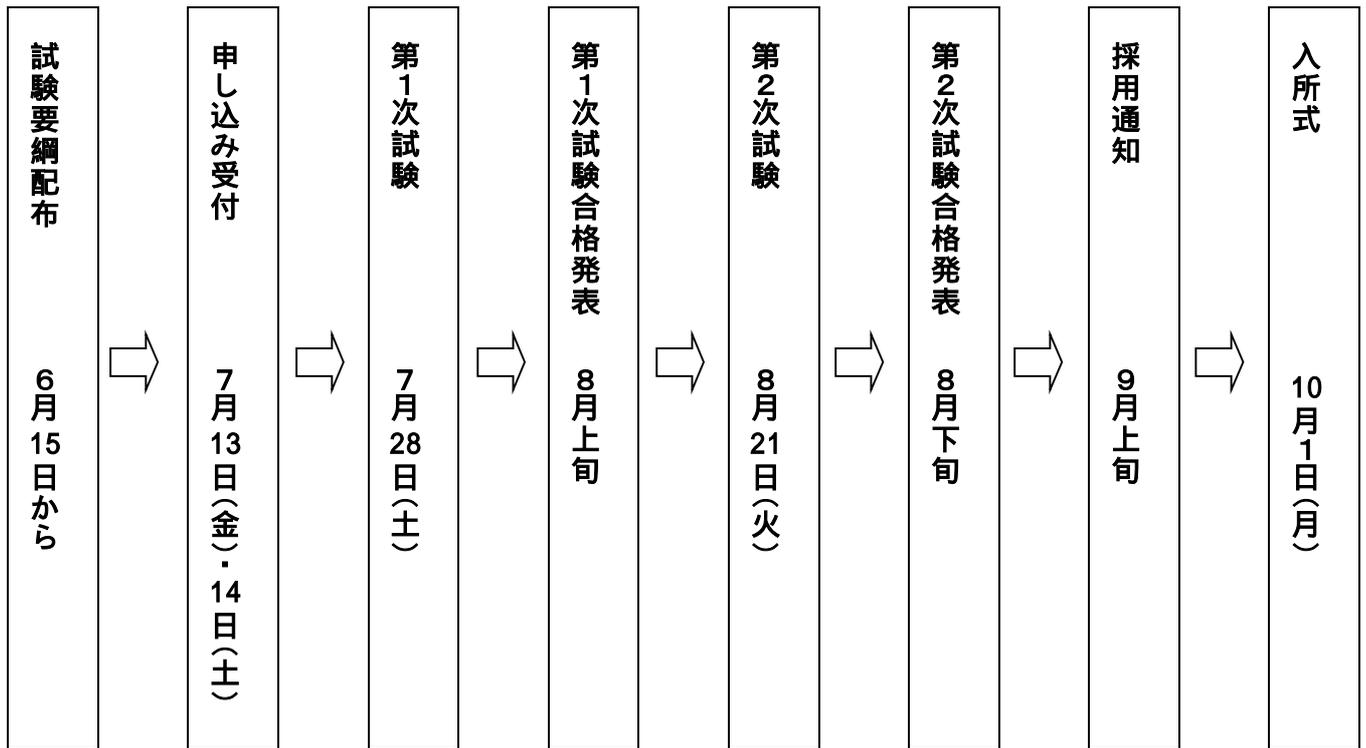
11 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部職員課へ問い合わせてください。

電話：直通（0263）34-3275 代表（0263）34-3000（内線1153）

<参考>

今後の予定



中央公民館(Mウイング)3階

松本市勤労者福祉センター3階

松本市役所